

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 25日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第21号

佐用町特定乳児等通園支援事業者の確認に関する要綱

佐用町特定乳児等通園支援事業者の確認に関する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 25日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町要綱第21号

### 佐用町特定乳児等通園支援事業者の確認に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に定める特定乳児等通園支援事業者の確認に関し、法及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

#### (確認の申請)

第2条 法第54条の2第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者は、府令第44条の2において準用する府令第39条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

#### (確認の変更申請)

第3条 法第54条の3において準用する法第44条の規定により、特定乳児等通園支援事業者の確認の変更を受けようとする者は、府令第44条の2において準用する府令第40条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者確認の変更申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

#### (変更の届出等)

第4条 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により、特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業所の名称及び所在地その他府令で定める事項に変更があったときは、府令第44条の2において準用する府令第41条第1項及び第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る変更届出書（様式第3号）によりその旨を町長に届け出なければならない。

2 法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業の利用定員を減少しようとするときは、府令第44条の2において準用する府令第41条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の利用定員減少の届出書（様式第4号）によりその旨を町長に届け出なければならない。

#### (確認の辞退)

第5条 法第54条の3において準用する法第48条の規定により確認を辞退しようとする特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退申出書（様式第5号）によりその旨を町長に申し出るものとする。

#### (確認の申請に対する通知)

第6条 町長は、第2条の規定による確認の申請をした者に対し、法第54条の2第1項の確認を行ったときは、特定乳児等支援事業者確認通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

#### (確認の変更申請に対する通知)

第7条 町長は、第3条の規定による確認の変更の申請をした者に対し、当該申請に係る変更の確認を行ったときは、特定乳児等通園支援事業者変更確認通知書

(様式第7号)によりその旨を通知するものとする。

(変更の届出に対する通知)

第8条 町長は、第4条の規定による変更の届出をした者に対し、当該届出を受理したときは、特定乳児等通園支援事業者変更届出受理通知書(様式第8号)によりその旨を通知するものとする。

(確認の取消し等)

第9条 町長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消・確認効力停止通知書(様式第9号)によりその旨を通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第2条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

佐用町長 様

所在地  
申請者 氏名又は名称  
代表者職氏名

子ども・子育て支援法第54条の2第1項に規定する確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 名称

2 位置（住所）

3 代表者の生年月日及び住所 年 月 日

4 事業開始の予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 実施計画書（一般型の場合：別紙1、余裕活用型の場合：別紙2）
- (2) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (3) 乳児等通園支援事業の認可証等の写し
- (4) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (5) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (6) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (7) 事業に係る資産の状況が確認できる書類（預金残高証明等）
- (8) 乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
- (9) 誓約書（別紙3）
- (10) 役員の氏名、生年月日及び住所が記載された役員名簿等
- (11) その他町長が必要と認める書類

備考

- 1 「位置」は、事業を実施する住所を記載のうえ当該住所を中心とした周辺地図を提出すること。
- 2 「添付書類」の(4)のうち事業の実施場所を示す平面図以外の書類、(1)、(2)及び(5)については、児童福祉法第34条の15第2項の規定による乳児等通園支援事業の認可において提出された書類等と重複する場合は省略可能。

(別紙1)

乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）

1 基本情報

施設名称	
施設の所在地	
区 分	<input type="checkbox"/> 在園児合同型 <input type="checkbox"/> 専用室独立型
受入年齢	歳から 歳まで
事業開始予定日	
提供日及び時間	
提供を行わない日	
利用料金	円/時間
キャンセル料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 キャンセル料が発生する場合の理由 ( )
給食・おやつ	給食 <input type="checkbox"/> 有 ( ) 円/食 <input type="checkbox"/> 無 おやつ <input type="checkbox"/> 有 ( ) 円/食 <input type="checkbox"/> 無
その他費用	<input type="checkbox"/> 有 内容 ( ) ( ) 円 <input type="checkbox"/> 無

2 職員配置等に関する調書

事業所の責任者	氏 名		職 名			
	生年月日		住 所			
	教育職又は児童福祉事業の経験年数			年		
職員の配置状況	職員数	人	うち保育士資格者数	人		
	専従者数	人	うち保育士資格者数	人		
利用定員	0歳	人	1歳	人	2歳	人
職務内容						

3 施設整備状況調書

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
乳児室				<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> 4階以上
ほふく室				<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> 4階以上
保育室				<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> 4階以上
遊戯室				<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階

				<input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> 4階以上
便所				

(2) 室別面積等

(各室の面積) ※平面図を添付して下さい。

設備	対象児年齢	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
乳児室	0歳児			(1.65㎡/人)
	1歳児			(1.65㎡/人)
ほふく室	0歳児			(3.3㎡/人)
	1歳児			(3.3㎡/人)
保育室	0歳児			(3.3㎡/人)
	1歳児			(3.3㎡/人)
	2歳児			(1.98㎡/人)
遊戯室	0歳児			(3.3㎡/人)
	1歳児			(3.3㎡/人)
	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等 (保育室等を2階以上に設置する場合)

要件			確認欄	
			2階に設ける場合	3階以上に設ける場合
ア	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	/
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	/
避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		

	4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		
		避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		
ウ			イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
エ			一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
			<p>1 スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>2 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>		
オ			壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		
カ			保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		
キ			非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		
ク			カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。		

4 食事の提供（給食を実施している場合のみ記入）

食事の提供方法	<input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 自園調理	加熱、保存等の機能を有する設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
調理室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（認可保育施設の場合）認可保育施設と同様の提供方法・設備で	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない

5 その他

(1) 地域との連携に関する取組

--

(2) 秘密保持に関する必要な措置（運営規程に規定されている場合は省略可）

--

(別紙2)

乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）

1 基本情報

施設名称			
施設の所在地			
区 分	余裕活用型乳児等通園支援事業		
受入年齢	歳から		歳まで
事業開始予定日			
提供日及び時間			
提供を行わない日			
利用料金	円/時間		
キャンセル料	<input type="checkbox"/> 有 キャンセル料が発生する場合の理由 <input type="checkbox"/> 無 : ( )		
給食・おやつ	給食	<input type="checkbox"/> 有 ( ) 円/食	<input type="checkbox"/> 無
	おやつ	<input type="checkbox"/> 有 ( ) 円/食	<input type="checkbox"/> 無
その他費用	<input type="checkbox"/> 有 内容 ( ) ( ) 円		<input type="checkbox"/> 無

2 職員配置等に関する調書

(1) 事業所の責任者

氏 名		職 名	
生年月日		住 所	
教育職又は児童福祉事業の経験年数			年

(2) 職員の配置状況

ア 定員（1号、2・3号合計）

	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計
教育・保育の利用定員				A
教育・保育の在籍児童数				B
利用定員の空き枠（A－B）				

イ 室別面積等 ※平面図を添付して下さい。

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積（C）		
保育に必要な面積（D）		
乳児等通園支援事業に充てられる面積（C－D）		

ウ 職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数（E）		
（うち保育士数）		
保育に必要な職員数（F）		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数（E－F）		

3 食事の提供（給食を実施している場合のみ記入）

食事の提供方法	<input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 自園調理	加熱、保存等の機能を有する設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
調理室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（認可保育施設の場合）認可保育施設と同様の提供方法・設備で	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置（運営規程に規定されている場合は省略可）

（別紙3）

誓約書

年 月 日

佐用町長 様

所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者の確認に当たり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約します。

様式第2号（第3条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認の変更申請書

年 月 日

佐用町長 様

所在地  
申請者 氏名又は名称  
代表者職氏名

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話：
	メール：

2 代表者の生年月日及び住所

代表者の生年月日	
代表者の住所	

3 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員を増加しようとする理由							

4 添付書類

- 実施計画書
- 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
- 職員勤務体制表（シフト表など）
- その他町長が必要と認める書類

備考

「添付書類」は、該当する□にレをつけること。

様式第3号（第4条関係）

特定乳児等通園支援事業者に係る変更届出書

年 月 日

佐用町長 様

所在地  
届出者 氏名又は名称  
代表者氏名

次のとおり変更がありましたので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

事業の種類		変更の内容	
変更があった事項 ※該当項目に○を付してください。		変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	事業所の名称		
<input type="checkbox"/>	事業所の場所（所在地）		
<input type="checkbox"/>	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地		
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日及び職名		
<input type="checkbox"/>	代表者の住所		
<input type="checkbox"/>	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等		
<input type="checkbox"/>	事業所の平面図（各室の用途を明示したもの）及び設備の概要		
<input type="checkbox"/>	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所		
<input type="checkbox"/>	運営規程		
<input type="checkbox"/>	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項		
<input type="checkbox"/>	役員の氏名、生年月日及び住所		
変更年月日			

備考 1 変更内容が分かる書類を添付してください。また、管理者又は役員の変更に伴うものは、別紙の誓約書を添付してください。

2 変更があったときは、10日以内に届け出てください。

（別紙）

誓約書

年 月 日

佐用町長 様

所在地  
申請者 氏名又は名称  
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者の確認に当たり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約します。

様式第4号（第4条関係）

特定乳児等通園支援事業の利用定員減少の届出書

年 月 日

佐用町長 様

所在地  
届出者 氏名又は名称  
代表者氏名

次のとおり利用定員の減少をしますので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

- 1 利用定員の減少をしようとする事業所の名称及び所在地
- 2 利用定員を減少しようとする年月日
- 3 利用定員を減少しようとする理由
- 4 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置
- 5 利用定員

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計

- 備考 1 届出の内容について確認できる書類を添付してください。  
2 利用定員の減少をしようとする日の3か月前までに届け出てください。

様式第5号（第5条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退申出書

年 月 日

佐用町長 様

所在地  
届出者 氏名又は名称  
代表者氏名

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話： メール：
事業の種類	
確認を受けた年月日	年 月 日
確認を辞退する予定年月日	年 月 日
確認を辞退する理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	

備考 確認の辞退をしようとする日の3か月前までに届け出てください。

様

佐用町長

印

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者については、子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条で規定している特定乳児等通園支援事業者として確認したので通知します。

- 1 乳児等通園支援事業を行う事業所の名称及び所在地
- 2 事業の種類
- 3 定 員 名
- 4 事業開始予定年月日

様

佐用町長



特定乳児等通園支援事業者変更確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認の変更については、下記のとおり確認したので通知します。

- 1 乳児等通園支援事業を行う事業所の名称及び所在地
- 2 事業の種類
- 3 利用定員

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計

- 4 適用年月日

様

佐用町長

印

特定乳児等通園支援事業者変更届出受理通知書

年 月 日付けで届出のあった特定乳児等通園支援事業者に係る変更については、下記のとおり受理したので通知します。

1 特定乳児等通園支援事業者の名称及び所在地

2 事業の種類

3 変更があった事項及び変更内容

4 変更年月日

様

佐用町長

㊟

特定乳児等通園支援事業者確認取消・確認効力停止通知書

年 月 日付け 第 号により確認を行った次の事業所については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定により、確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したので通知します。

1 乳児等通園支援事業を行う事業所の名称及び所在地

2 事業の種類

3 確認の取消し等の内容

- 確認の取消し
- 確認の効力停止（全部・一部）  
一部停止の内容

4 確認の取消し等の理由

5 確認の取消しを行った日又は効力の停止期間

6 備考

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐用町に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に、佐用町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）当該訴えを提起することができます。